

2013年12月20日

岐阜大学 学長 森 秀樹 殿
理事 吉村泰治 殿
理事 杉戸真太 殿

岐阜大学職員組合
中央執行委員長 荒井 聡

55歳を超える職員の昇給抑制・停止問題に関する説明会の改善と団体交渉についての要求書

日頃の大学運営に対するご尽力に感謝を申し上げます。

また、55歳を超える職員の昇給抑制・停止（以下、昇給抑制・停止と略記）問題についての職員への周知方法について、私たちの要求を受け容れて、全職員向け説明会の開催をご決断いただきありがとうございました。

ただし、説明会の開催方法については改善すべき点があるように感じられます。また昇給抑制・停止をいま行わなければならない理由についても、いまだ明らかになったとはいえないと思われま

す。そこで岐阜大学職員組合は、全職員向け説明会の開催方法の改善と、二度目の団体交渉の開催を要求します。以下にそれに関連する要求事項を述べさせていただきますので、①と②と④については全職員向け説明会の開催前に回答することを求めます。

〈要求事項〉

- ①全職員向け説明会では、単に説明するだけでなく、質疑応答の時間を確保すること。そのためには、開催時間30分ではまったく足りないので、時間を延長するか、あるいは改めて質疑応答のための集まりを開催すること。
- ②12月17日の団体交渉において理事より提案のあった、個々の職員を対象とした個別説明の実施方法と実施時期について、速やかに周知すること。
- ③12月17日の団体交渉において確約された、昇給停止・抑制問題についての二度目の団体交渉を速やかに開催すること。その際、以下の論点についての検討結果を示すこと。なお検討結果は、説明会や団交に向けての予備折衝等の場において、結果が判明した段階で随時示すこと。
 - 1) 昇給抑制・停止に関する規則改正を提案するに至った業務実績、財務状況等を、納得を得るように明確に示すこと。
 - 2) 人事院勧告に基づく措置が一般運営費交付金の額には反映されるかどうかに関して、改めて回答を示すこと。もし反映されるという見解であるならば、その金額あるいは根拠となる文書などを示すこと。
 - 3) 仮に昇給抑制・停止が業務実績等からしてある程度やむを得ない場合でも、可能な限り、不利益

の幅を縮小する経営努力を行うこと。例えば、下記のような措置を検討する事。

a) 臨時的に実施されている55歳以上給与の1.5%削減措置の廃止

b) 少なくとも、大学教員60歳、大学教員以外57歳を昇給抑制・停止年齢とすること。激変緩和。

(参考)

大学教員 九州大60歳、北海道大・埼玉大58歳

大学教員外 埼玉大56歳

支給給与と退職金基準給与の別管理（現在でも行っているのでできるはず）

4) 教育職員の昇給区分における勤務成績の算定方法

④職員組合の同意がないまま、2014年1月からの昇給抑制・停止に関する規則改正を強行しないこと。

以上